

改正 平成17年3月4日告示第157号

平成27年11月27日告示第762号

北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の規定に基づき、知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示を、次のように定める。

知事の所管する条例及び規則に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する告示

第1条 北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成16年北海道規則第33号。

以下「規則」という。)第4条第1項に基づき、申請等を行う者が、同項第2号に掲げる事項を光学式読取装置を用いてファイルに記録するときは、知事は、その情報に記録した日時及び記録した事項が当該書面等に記載されている事項と相違ない旨を記録させることができる。

2 規則第4条第1項に規定する申請等を行う者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 知事が交付するソフトウェア又は知事の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて、知事の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力できる機能又はその他知事が指定した様式に入力できる機能を有すること。

(2) 知事の使用に係る電子計算機と通信できる機能を有すること。

3 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、規則第4条第1項ただし書及び同条第11項の規定に基づき書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物を提出するときは、当該申請等を行った後、速やかに、当該書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物に知事が電子情報処理組織を使用して申請等を行った者に対して付与する到達番号を表示して、電子情報処理組織を使用して申請等を行った日から1週間以内に当該書面等又は電磁的記録及び書面等以外の有体物を提出しなければならない。

第2条 規則第4条第2項に規定する書面等及び電磁的記録は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 登記事項証明書、戸籍謄本若しくは抄本、住民票の写し又は印鑑証明書その他行政機関等(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第2条第2号に規定する行政機関等をいう。)が発行する書面等

(2) 前号に掲げるもののほか、道の機関(北海道行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年北海道条例第4号)第2条第1号アに掲げる機関をいう。以下同じ。)が指定するもの

2 規則第4条第2項に規定する期間は、次の各号に掲げる申請等の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

(1) 北海道行政手続条例(平成7年北海道条例第19号)第2条第3号に規定する申請 申請が知事に到達した日から当該申請に対する諾否の応答としての処分通知等を行うまでの期間

(2) 北海道行政手続条例第2条第7号に規定する届出 届出が知事に到達した日から3月を経過するまでの期間

第3条 規則第4条第3項第3号に規定する電子証明書は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 地方公共団体組織認証基盤(複数の認証局によって構成される認証基盤であって、道の機関その他の道の職員の職を証明することその他電子情報処理組織を使用して手続等を行い、又は行わせるために運営するものをいう。以下同じ。)におけるブリッジ認証局(地方公共団体組織認証基盤を構成する認証局であって、地方公共団体組織認証基盤を構成する他の認証局以外の認証局と相互認証を行うことができるものをいう。)と相互認証を行っている認証局で地方公共団体組織認証基盤を構成する認証局以外のものが作成したもの(規則第4条第3項第1号に規定するものを除く。)であって、知事が交付するソフトウェア又は知事の使用に係る電子計算機から入手したソフトウェアを用いて送信することができ、かつ、知事の使用に係る電子計算機において識別することができるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、道の機関が指定するもの

第4条 規則第4条第10項第3号に規定する電子証明書は、申請等を行う者に係る登記事項証明書に

記載された事項の入力に関しては同条第3項第1号に規定する電子証明書に記録されるべき事項を、申請等を行う者に係る住民票の写しに記載された事項の入力に関しては同項第2号に規定する署名用電子証明書に記録されるべき事項を、それぞれ当該電子証明書又は署名用電子証明書において使用されるべき言語により記録した電子証明書とする。

2 規則第4条第10項第5号に規定する期間は、申請等を行った日から5年を経過する日までとする。

第5条 規則第6条第5項に規定する期限とは、24時間とする。

2 規則第6条第5項に規定するその他必要と認める場合とは、道の機関が申請等を行った者の対応等を踏まえ書面等により当該処分通知等を行う必要があると認めた場合とする。

第6条 規則第6条第7項に規定する場合は、処分通知等を保存する目的その他の正当な目的のために当該処分通知等の複製を作成する場合であって、当該複製が当該処分通知等を受けた者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又はその者の管理する電磁的記録媒体に記録される場合とする。

附 則

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

前 文（抄）（平成17年3月4日告示第157号）

平成17年3月7日から施行する。

前 文（抄）（平成27年11月27日告示第762号）

平成28年1月1日から施行する。